


結婚新生活を応援 最大30万円を補助します

このたびは、ご結婚おめでとうございます 

青梅市では、新たにご夫婦となられたおふたりの新生活を応援するため、**結婚後のご夫婦のお住まいにかかる**、以下の費用の補助を行います。

この機会に、青梅市で新しい生活を始めませんか？



住宅取得費用



住宅賃貸費用

(敷金・礼金・共益費・仲介手数料含む)



引越費用

(業者へ支払った費用に限る)



リフォーム費用

(業者へ支払った費用に限る)

※ 内容によって、対象となる費用の発生期間が異なります。詳しくはお問い合わせください。

♡補助の要件♡

- ① 結婚の時期 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで(婚姻届出日)
- ② 夫婦の年齢 婚姻届提出日時点で、ご夫婦がともに39歳以下
- ③ 夫婦の所得 ご夫婦それぞれの所得の合計が400万円未満
- ④ 夫婦の住所 補助金申請日時点で、市内の住宅にご夫婦が同居し、住民登録があること
- ⑤ 定住の意向 補助金申請日から5年以上青梅市に定住する意思があること

※上記のほかにも要件があります。

♡補助上限額♡

- ① 令和4年4月1日以降、ご夫婦双方が 市外から転入※ 30万円
- ② “ “ ご夫婦のどちらかが市外から転入※ 20万円
- ③ ①、②以外のご夫婦 10万円

※ 令和4年4月1日以降に青梅市を転出し、再度青梅市に転入された方を除きます。

♡ご注意♡

申請方法など詳細は、広報おうめ5月1日号、市HPでご案内しています。

問 い 合 わ せ

青梅市役所5階 住宅課 住宅政策係

☎0428-22-1111(内線2533) (平日8:30~17:15)

✉div2570@city.ome.lg.jp

おうめで実現
My Home, My Ome